

あなたの職場もはじめませんか？

# ノーリフティングケア モデル事業所募集！

興味はあるけれど、なかなか実現できない…。必要な福祉用具は導入したけれど…。  
そんな事業所の皆様、モデル事業所として今年度チャレンジしてみませんか？

ノーリフティングケアとは…。

介護者が利用者の身体を持ち上げたりベッド上で引きずったりしないで移動させることをいいます。

本事業ではそれだけにとどまらず、以下の2つを併せて行うことでストレスフリーな職場の実現を目指します。

①身体の機能・構造に合った質の高い介護を提供 ②利用者のできることを活かす適切な福祉用具等の活用

利用者の痛い、  
辛いをなくしたい…。



- ノーリフティングケアの導入で、利用者への安全・安心な介護！
- 利用者自身ができることを活用することで、拘縮・褥瘡などの二次障がいを予防！

申込〆切

5月21日（金）

応募方法は裏面を  
ご覧ください。

介護の現場を救う「抱えない介護」  
ノーリフティングケアの  
実践で利用者も介護者も、  
もっと笑顔に！



介護者も利用者も安心・安全で  
ストレスフリーな介護職場の実現へ

介護者の  
腰痛をなくしたい…。



- ノーリフティングケアの導入で、腰痛などの身体的負担を軽減！
- 介護者の負担を減らすことで、職員の人材確保・定着を促進！
- 職場環境のチェック・改善で働きやすい介護の職場を実現！



モデル事業所への  
サポート内容

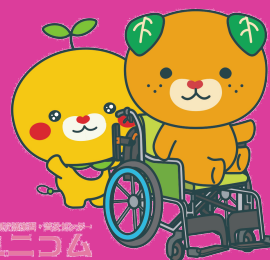
## ①講師派遣

事前説明における講義や実施前調査、事前研修、職場巡回等  
職場内のノーリフティング導入を期間中講師がサポートします

福祉用具・機器の導入経費一部助成

## ②40万円以内

実施計画を作成した際に導入を決定したスライディングシート・グローブ・ボード等  
ノーリフティングケアに必要な福祉用具等の導入経費を一部助成します。



社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

愛媛県ノーリフティングケア普及啓発モデル事業は、愛媛県社会福祉協議会が愛媛県から事業を受託して実施するものです。

## 令和3年度 愛媛県ノーリフティングケア普及啓発モデル事業 応募方法等について

※ 詳しくは募集要領をご覧ください。募集要領は愛媛県社会福祉協議会ホームページ  
(<https://www.ehime-shakyo.or.jp/>) にも掲載しています。

1 応募対象・モデル事業所	愛媛県内の介護サービス事業所及び介護施設等
2 モデル事業所指定か所数	6か所程度 (選考は推進会議を開催して行います。選考結果は文書で申込者全員に通知します。)
3 指導講師	愛媛県介護実技普及指導員(介護福祉士、理学療法士)
4 モデル事業実施期間	6～8か月程度(令和3年7月から令和4年2月までの間に実施予定)
5 応募方法	応募申請書(申請①)及び同意書(申請②)を県社協に提出してください。
6 申込〆切	令和3年5月21日(金) 必着
7 モデル事業所の指定を受けてからの主な流れ	(1) 実施前説明会(6月24日開催予定)に出席し、その後ワークフローに基づく作業開始 (2) 事業所説明会・実施前調査の実施 (3) ノーリフティング実施計画書の作成・機器等導入 (4) 事前研修の実施 (5) ノーリフティングケアの実施〔職場巡回・研修〕 (6) 実施後調査・検証の実施 (7) 報告会への参加(令和4年2月14日開催予定)
8 導入対象の福祉用具・機器	ノーリフティングケアの推進に必要な福祉用具・機器
9 モデル事業所に対する経費助成	(1) 移乗用ボード、移乗用シート、移乗用グローブなどノーリフティングケアを推進する上で必要な福祉用具に限定して助成します。 (2) 1品5万円を超える機器(移動・昇降用リフト等)はレンタルとし、その費用を助成します。 (3) 助成額は1か所あたり30～40万円以内です。 (4) 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース、厚生労働省)を活用する場合は、明確に区分してください。

問い合わせ・応募先(本事業事務局)

愛媛県社会福祉協議会 福祉振興部 長寿推進課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-5140 FAX 089-921-8939 E-mail [chouju@ehime-shakyo.or.jp](mailto:chouju@ehime-shakyo.or.jp)